

令和5年8月30日 第20回
青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 資料2

新型コロナウイルス感染症に関する 青森県独自の注意報・警報の設定について

健康福祉部保健衛生課
新型コロナウイルス感染症担当

新型コロナウイルス感染症に関する住民への注意喚起等の目安について（概要）

令和5年8月9日付事務連絡で、厚生労働省から、各都道府県が必要に応じて、それぞれ独自に、注意報や警報の基準を設定することを前提に、基準設定のための目安が以下の内容で示された。

- 各都道府県は、過去の流行や医療への負荷も含めて総合的に勘案し、必要に応じて住民等に注意喚起を行うための基準を設定する等、地域の実情に応じて対応すること。
- 各都道府県が基準を設定するための参考となるタイミングの目安について暫定的に整理（下記のとおり）。
- 本目安は、感染症サーベイランスにおける感染症の流行の程度に関する注意報・警報レベルとは考え方が異なる。
(長期間のデータの蓄積や一定の流行パターン（季節性など）を要するため、現時点で示すことは困難。)
- 本目安は、今後の流行状況等を踏まえ、変更する可能性がある。

目安の考え方

これまでの考え方（BA.5強化宣言等）や直近の沖縄県における感染拡大の状況等を踏まえ、各都道府県が基準を設定するに当たっては、下記の数値を参考に目安を設定すること。

- (A) オミクロン株による感染拡大時の **感染者数** のピーク（令和4年の夏冬）の2週間前の数値
- (B) オミクロン株による感染拡大時の **在院者数** のピーク（令和4年の夏冬）の3週間前の数値
- (C) オミクロン株による感染拡大時の **確保病床使用率** のピーク（令和4年の夏冬）の3週間前の数値

注意喚起等の目安に応じた本県の状況 及び 基準（案）

厚生労働省が示した目安設定の考え方による本県のピーク時の実績は下記左欄のとおり。
これを踏まえ、本県の基準を下記右欄のとおり設定したい。

（A）感染者数のピークの2週間前

- R4年夏のピーク (R4年 8月19日 : 3,081人) の2週間前
※ 3,081人 ⇒ 定点当たり 55.71人
R4年 8月 5日 : 1,469人 → 定点当たり 26.56人 (推計)
○R4年冬のピーク (R4年12月13日 : 2,349人) の2週間前
※ 2,349人 ⇒ 定点当たり 42.48人
R4年11月29日 : 1,892人 → 定点当たり 34.21人 (推計)
○直近第33週 (R4年8月14~20日) → 定点当たり 25.93人

注意報 基準（案）	警報 基準（案）
定点当たり 30人／週	定点当たり 40人／週

※ 定点当たりの推計値 = 感染者数 × 7日 × 0.155 (推計係数) ÷ 60 定点 により算出。

（B）在院者数のピークの3週間前

- R4年夏のピーク (R4年9月7日 : 492人) の3週間前
R4年 8月17日 : 304人
○R4年冬のピーク (R4年12月21日 : 681人) の3週間前
R4年11月30日 : 423人
○直近8月27日 : 332人

注意報 基準（案）	警報 基準（案）
入院患者 400人／日	入院患者 600人／日

（C）確保病床使用率のピークの3週間前

- R4年夏のピーク (R4年8月31日 : 70.6%) の3週間前
R4年 8月10日 : 51.7% (233人／451床)
○R4年冬のピーク (R4年12月26日 : 64.9%) の3週間前
R4年12月5日 : 53.1% (255人／480床)
○直近8月27日 : 55.5% (127人／229床)

注意報 基準（案）	警報 基準（案）
各医療機関が確保病床や確保病床以外への入院を独自に判断している。このため、確保病床使用率の基準設定は行わない。	

青森県独自の注意報・警報を発表する基準（案）

県民に対して適切に注意喚起するため、青森県として独自に、注意報・警報を発表する基準を次のとおり設定することとしたい。

注意報（感染が継続・拡大する可能性が高い）

「定点医療機関当たり患者報告数が **30人／週** 以上」または「入院患者数が **400人／日** 以上」に該当

警 報（感染が大幅に拡大している）

「定点医療機関当たり患者報告数が **40人／週** 以上」または「入院患者数が **600人／日** 以上」に該当

（注意報・警報発表の運用方針）

1 注意報・警報は「県全域」の値に基づいて発表する。

※県内の一部地域の値が基準を超えてても、県全域の値が超えていない時は、注意報や警報は発表しない。

2 第34週（令和5年8月21日～27日分）の値から運用開始する。